

なは市民協働プラザ自動販売機設置事業者公募要領

那覇市（以下「甲」という。）は、なは市民協働プラザ（以下「プラザ」という。）に清涼飲料等自動販売機（以下「自販機」という。）を設置する事業者（以下「乙」という。）を公募する。

公募は、市有施設における自動販売機設置事業者の選定に係る基本方針（平成 23 年 12 月 6 日市長決裁）に基づき、行政財産の貸付として自販機設置場所の貸付賃料年額による制限付一般競争入札で行うものとする。

1 設置目的

施設利用者の利便性向上及び災害発生時における救助活動に資することを目的としてプラザに自販機を設置する。

2 貸付物件（設置場所）、貸付面積及び設置台数

貸付物件 （設置場所）	貸付面積	設置台数
2 階 A コア エレベーター前	1.5 m ²	1 台
4 階 A コア 給湯室前	1.5 m ²	1 台

<貸付物件（設置場所）の詳細は物件調書（仕様書）の貸付物件設置場所図面を参照。>

入札は、2 階、4 階の順で行う（計 2 回の入札を実施）。

※2 階の落札者も、4 階の入札に参加可能。

3 入札の注意点

- (1) 入札参加資格を満たしている応募事業者のみ、入札に参加することができる。
- (2) 本要領「11 最低貸付賃料表」及び物件調書（仕様書）に表示する各自販機の最低貸付賃料は、年額（税込）としている。
- (3) 入札の落札価格は最低貸付賃料以上の最高入札価格とする。

4 取扱商品及び販売価格

- (1) 取扱商品：缶、びん、ペットボトル、紙パック等の密閉式の容器に入った清涼飲料水（ジュース、コーラ、茶、水、コーヒー、紅茶、乳酸菌飲料、栄養ドリンク及びこれらに類する商品）とし、酒類の販売は対象外とする。
- (2) 販売価格：標準小売価格を上回らない価格とすること。

5 設置機器条件 <詳細は物件調書（仕様書）を参照ください。>

- (1) インドア型及び密閉式容器仕様（缶、びん、ペットボトル、紙パック等）とする。
- (2) ユニバーサルデザインのものとする。

※ユニバーサルデザインとは「年齢、性別、能力、国籍、障がいの有無に関係なくすべての人に使いやすい施設や製品、情報などの設計（デザイン）」とされています（本市ホームページより引用）。

- (3) キャッシュレス対応（5 種以上）のものとする。
- (4) 新紙幣及び新貨幣対応のものとする。
- (5) 環境に配慮した省電力のものとする。
- (6) 販売素材別の空容器回収箱の設置を行うものとする。
- (7) 電気子メーターを設置するものとする。
- (8) 漏電防止、転倒防止を施すものとする。
- (9) 災害救助ベンダー対応自販機とする。

※災害救助ベンダー対応自販機とは、災害発生時に自販機の取扱商品が無償で提供することを前提とし、災害発生時に甲が取扱商品の提供を必要と判断した場合には、自販機の機内在庫の全ての取扱商品が無償で提供していただく自販機をいう。契約時に契約書とは別に、市民文化部まちづくり協働推進課と別途、災害救助ベンダー自販機に関する協定書を結ぶこと。（協定書案参照）

なお、災害発生時には電気が供給されない状況であっても、一定期間使用（対応）できる自販機とすること。

6 乙の利用条件

- (1) 取扱商品の搬入・補充、空容器回収作業等については、甲と協議のうえ、プラザでの業務に支障がないよう十分に注意して行うものとする。
- (2) 取扱商品の搬入・補充、空容器回収作業に使用する車両の車高は、2m10 c m以下のものとする（ナハメカルパーキングの高さ制限のため）。
- (3) 自販機の設置作業、取扱商品の搬入・補充、空容器回収作業に使用する車両の駐車料金は無料とする（作業後、プラザ 2 階なは市民活動支援センターで無料券を交付する）。
- (4) 自販機にかかる電気料については、乙の負担とし、電気子メーターの使用電気量等により甲が算定、作成した納付書により指定期日までに納付するものとする。

7 賃貸借契約の主な条件

- (1) 賃貸借契約の内容

本件自販機設置は、設置場所を貸し付けることにより行うものとする。貸付契約は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 238 条の 4 第 2 項に基づく行政財産の貸し付けとする。

- (2) 賃貸借期間

令和 7 年（2025 年）10 月 1 日～令和 12 年（2030 年）9 月 30 日

- (3) 貸付賃料

貸付賃料は、賃貸借期間に係る落札額とする。なお、貸付賃料の納付については、甲が発行する納付書により指定期日までに納付するものとする。

また、既に納付された貸付賃料については、甲の責任により生じた理由により契約を解除する場合を除き還付しない。

- (4) 貸付物件の用途指定は、自販機及び空容器回収箱の設置のみに限定する。

- (5) 禁止事項

① 乙は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団又は同条第 6 号に規定する暴力団員がその活動のために利用する等公序良俗に反する利用をさせてはならない。

② 乙は、貸付物件の賃借権を譲渡し、転貸し、若しくは担保の目的に提供し、又は地上権その他の権利を設定することはできない。

- ③ ①及び②に掲げる事項の他、プラザの公益性・公共性を損ねる行為やプラザ内の用途又は目的を妨げる行為を行うことはできない。
- (6) 違約金
前記(4)及び(5)の条件に違反した場合は、「契約金額の100分の10に相当する額」を違約金として甲に支払わなければならない。
- (7) 貸付物件の引渡しと返還
貸付物件は、賃貸借期間の初日に現状有姿の状態で引き渡す。契約満了等により返還する場合は、甲の指定する期日までに貸付物件を原状に回復し返還しなければならない。
- (8) 契約解除
甲は、次のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- ① 貸付物件を公用又は公共用に供する必要が生じたとき。
 - ② 乙が賃貸借契約書の各条項に違反したとき。
 - ③ その他乙がこの契約上の義務を履行しないとき。

8 維持管理等

乙においては、自販機の設置、取扱商品の補充、メニューチェンジ、空容器の回収、金銭管理、故障時の対応、定期的点検並びに自販機内部、外観及びその周辺の清掃・美化等の自販機の設置管理運営に必要な一切の維持管理業務を行うこと。

9 公募入札のスケジュール概要

応募要領の配布	令和7年8月19日（火）～令和7年9月1日（月）
応募申込書類 提出期間	令和7年8月19日（火）～令和7年9月1日（月）17時00分必着 平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）
質問書の受付期間	令和7年8月19日（火）～令和7年8月25日（月）17時00分必着 ※メールにて提出すること。メール送信後は必ずまちづくり協働推進課へ連絡をすること。
質問書への回答期限	令和7年8月28日（木）までに回答
入札参加資格の 認定通知	令和7年9月2日（火）
入札保証金の 納付書発行期間及び 入札保証金納付免除 申請書提出期間	令和7年9月2日（火）～令和7年9月10日（水） 平日9:00～17:00（12:00～13:00を除く）
入札保証金の 納付期間	令和7年9月2日（火）～令和7年9月11日（木） ※金融機関の営業時間については各金融機関にお問い合わせください。
入札日時 （入札場所）	令和7年9月12日（金）受付開始15時 / 入札開始15時15分 （なは市民協働プラザ2階 会議室1）
契約（予定）	令和7年9月22日（月）

10 応募資格要件

- (1) 沖縄県内に本社、事業所又は営業所を有する法人
- (2) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 那覇市契約参加者指名停止基準に基づく指名停止期間中でないこと。
- (4) 本社、事業所又は営業所の市町村税を滞納していないこと。
- (5) 過去5年以上、自販機設置維持管理の実績がある法人であること。また本公募要領に定める条件及び法令等を遵守し、乙自らが貸付物件を自販機及び空容器回収箱設置の場所として、賃貸借期間中継続して運営する事業(以下「自販機事業」という。)を行う資力、能力等を有すること。
- (6) 自販機設置に関する契約又は使用許可において、過去に義務の不履行又は使用許可違反がないこと。
- (7) 申込みをしようとする法人及びその役員並びに個人が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条及び那覇市暴力団排除条例(平成24年那覇市条例第1号)第2条に規定する暴力団又は暴力団員及びそれらの利益となる活動を行う団体でないこと。

11 最低貸付賃料表

公募の別	最低貸付賃料/年間(税込)
2階清涼飲料等自動販売機 (災害救助ベンダー対応)	36,890 円
4階清涼飲料等自動販売機 (災害救助ベンダー対応)	36,890 円

※落札価格は最低貸付賃料以上の最高入札価格とする。

12 売上実績

公募の別	令和6年度売上本数
2階清涼飲料等自動販売機 (災害救助ベンダー対応)	約4,200本
4階清涼飲料等自動販売機 (災害救助ベンダー対応)	約5,600本

13 公募申込

- (1) 公募要領の配布、及び申込受付期間
令和7年8月19日(火)～令和7年9月1日(月)17時00分必着
- (2) 公募申込みに必要な書類(入札参加申込書類)
 - ① 公募申込書(第1号様式)
※公募申込書に押印する印鑑は、使用印鑑届(第2号様式)に押印した印鑑を押印すること。
 - ② 誓約書(第3号様式)
 - ③ 登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※受付日の3ヶ月以内に発行されたものに限る。
 - ④ 定款、寄付行為、規約その他団体の目的、組織及び運営の方法を示す書類

⑤ 印鑑登録証明書（原本）

※受付日の3ヶ月以内に発行されたものに限る。

⑥ 納税証明書（滞納のない証明書）

※本市に本社、事業所又は営業所がある場合は、市税の完納証明書（市町村民税の非課税、又は、滞納がないことを証明するものに限る）。本社等が他市町村にある場合は、その所在地の完納証明書。

※受付日の3ヶ月以内に発行されたものに限る。

⑦ 自販機運営実績報告書

※5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置台数、設置場所、契約期間及び設置状況（継続中、契約期間満了、途中解約の場合は解約理由を記すこと）について任意の様式で作成し提出（5年以上の設置運営の実績のある自販機の設置契約件数が10件以上ある場合は10件まで）。

⑧ 災害救助ベンダー対応の自販機機器の機能説明書又は機器仕様書

(3) 申込手続き

申込受付期間内の平日 9:00～17:00（12:00～13:00を除く）に、入札参加申込書類を受付場所に直接持参すること（郵送、電話、ファックス、インターネットによる受付は行わない）。

なお、書類に不備がある場合には、受付を行わないものとする。また、受付期間外、時間外の受付は行わないものとする。

(4) 受付場所（提出先）

〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階
なは市民活動支援センター

那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課 なは市民活動支援センターグループ

(5) 入札参加資格の認定通知

通知予定日：令和7年9月2日（火）

※入札参加申込書類を審査のうえ、入札参加資格認定通知書を送付する。メールにて通知後、原本を郵送する。なお、入札参加資格がないと認められた場合は、この入札には参加できません。

14 質問及び回答

(1) 質問書（第4号様式）に質問内容を記載しまちづくり協働推進課にメール

（アドレス：C-KATU005@city.naha.lg.jp）にて提出すること。メール送信後は必ずまちづくり協働推進課へ確認の電話（098-861-5024）をすること。

質問受付期間：令和7年8月19日（火）～令和7年8月25日（月）17時00分必着

※確認の電話受付は平日8:30～17:00とする。

(2) 回答日

令和7年8月28日（木）までに、那覇市ホームページにて回答する。

15 入札及び開札

(1) 入札及び開札の日時及び場所

- ① 入札日：令和7年9月12日（金）
- ② 執行時間：受付開始：15時 / 入札開始：15時15分
- ③ 執行場所：那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階
なは市民活動支援センター 会議室1
※駐車場は有料（減免あり）

(2) 提出書類等（当日持参するもの）

- ① 入札書（参加する入札の回数分準備すること）
- ② 委任状（代理人により入札しようとする場合のみ）
- ③ 入札参加資格認定通知書
- ④ 入札保証金領収書

※印鑑（使用印鑑届出印、代理人の場合は代理人の印）については必要に応じて持参下さい

※入札保証金の納付期間内に納付されていない場合は失格となります（領収日が令和7年9月11日（木）までの領収書に限ります）。

※入札保証金が免除の場合は入札保証金納付免除承認書を持参すること。

(3) 入札保証金

- ① 入札保証金は、令和7年9月11日までに納付すること。那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項の規定に該当する場合は免除とする。その場合は、入札保証金納付免除申請書（第8号様式）を令和7年9月2日（水）～9月10日（水）の間に提出し、甲の承認を得ること。

※那覇市契約規則（平成26年那覇市規則第59号）第8条第1項

市長は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

- (1) 保険会社との間に本市を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。
- (2) 第3条第2項の規定により市長が定める資格を有し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) 過去2年の間に本市その他の官公署とその種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらを全て誠実に履行し、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (4) 前2号に掲げるもののほか、契約を締結しないこととなるおそれがないと市長が認めるとき。

- ② 入札保証金の額は、入札に参加しようとする者の見積る入札額の100分の5に相当する額以上とする。

- ③ 納付書発行期間：令和7年9月2日（火）～9月10日（水）まで

※期間厳守

※納付書発行期間内に入札保証金納付申請書（第7号様式）をなは市民活動支援センターに持参し、納付書の発行を受けること。

- ④ 入札時における入札保証金の納付は認めない。
- ⑤ 入札保証金が免除の場合は、(10) 入札保証金の返還、(11) 入札保証金の帰属は適用しない。

(4) 入札

- ① 入札参加者は、所定の入札書に必要事項を記入し、記名押印するものとする。また、金額の記入は算用数字を使用し、金額の前に「¥」を記入し提出すること。押印は、使用印鑑届に押印した印鑑を使用すること。
- ② 入札金額は、年額（1 年分）の貸付賃料（見積る額の 110 分の 100）を記入すること。
- ③ 入札は代理人により行わせることができる。この場合、当該入札の執行前に委任状を入札執行者に提出すること。委任状のない入札は、無効となる。委任状には、使用印鑑届に押印した印鑑と代理人の印を押印し、入札書には、委任状に押印した代理人の印と同一の印を使用すること。
- ④ 入札参加者又はその代理人は、当該入札について他の入札参加者の代理をすることはできない。
- ⑤ 電話、又は郵便等による入札は認めない。
- ⑥ 入札に際しては、地方自治法、地方自治法施行令及び那覇市契約規則を遵守すること。

(5) 入札書の書換え等の禁止

入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え、又は撤回することはできない。

(6) 開札

- ① 開札は、入札の終了後直ちに入札参加者、又はその他の代理人の面前で行う。ただし、入札参加者、又はその代理人が開札の場所に出席できないときは、当該入札事務に関係のない職員を開札に立ち会わせる。
- ② 入札の当日出席しなかった者、又は入札書提出時刻に遅刻した者は、失格とする。

(7) 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ① 入札に参加する資格のない者がした入札
- ② 入札書が所定の日時までに提出されない入札
- ③ 入札者、又はその代理人が同一事項について 2 通以上した入札、又はこれらの者が更に他の者を代理してなした入札
- ④ 連合その他不正行為によってなされたと認められる入札
- ⑤ 入札保証金を納付すべき場合において、入札保証金が納付されない入札、又はその額が所定の額に達してない入札
- ⑥ 入札書に入札金額のない入札、又は当該金額が不明瞭で判読できない入札
- ⑦ 入札書に入札者の氏名及び押印のない入札
- ⑧ その他入札に関する条件に違反した入札

(8) 落札者の決定

- ① 落札者は、甲の最低貸付賃料以上で、かつ、最高金額をもって入札した者とする。
- ② 落札者となるべき価格で入札した者が 2 人以上いる場合は、くじにより落札者を決定する。この場合において、くじを引かない者があるときは、当該入札に関係のない職員に入札者に代わってくじを引かせる。

(9) 入札結果の公表

落札者があるときは、落札者名及び金額を、落札者がいないときは、その旨を開札に立ち会った入札者に公表する。

(10) 入札保証金の返還

- ① 落札者が決定した場合、入札保証金は、落札者に対しては契約締結後に、落札者以外の者に対しては入札執行後に返還する。

- ② 落札者がなく当該入札が打ち切られた場合は、入札保証金はすべての参加者に全額を返還する。

(11) 入札保証金の帰属

落札者が当該入札に係る契約を締結しないときは、当該落札者が納付した入札保証金は甲に帰属する。

(12) 入札の中止等

不正な入札が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札を中止、又は入札期日を延期することができる。

(13) 入札執行の公開

入札の執行は公開により行う。

16 契約締結

(1) 契約の締結

契約書案参照（契約締結は令和7年9月22日（月）を予定）。

(2) 貸付賃料

令和7年度分の貸付料については、令和7年10月31日までに、令和8年度分以降の貸付賃料については、当該年度の4月30日までに、甲が発行する納付書により納付すること。なお、納付期限日が金融機関の休日にあたる場合は、次の営業日を納付期限日とする。

(3) 契約保証金

- ① 契約保証金は那覇市契約規則第29条の規定に基づき、契約金額の100分の10以上を納付すること。ただし、那覇市契約規則第30条第1項規定に該当する場合は免除とする。
- ② 乙が契約保証金を納付した場合において、本契約期間が満了したとき、貸付物件の原状回復を確認後、乙の請求に基づき利息を付さずに返還するものとする。
- ③ 乙が本契約上の義務を履行しないときは、甲は本契約を解除し、納付された契約保証金は、甲に帰属する。

17 その他

- (1) 不正な応募が行われるおそれがあると認められるとき、又は災害その他やむを得ない理由があるときは、公募を中止、又は公募期日を延期することができる。
- (2) 本要領に定めるもののほか、地方自治法、地方自治法施行令、那覇市契約規則その他関係法令の定めるところによる。

【問い合わせ先】

住所：〒900-0004 那覇市銘苅2丁目3番1号 なは市民協働プラザ2階
なは市民活動支援センター

所管：那覇市 市民文化部 まちづくり協働推進課
なは市民活動支援センターグループ 大高、慶田城

TEL（直通）：098-861-5024

E-mail：C-KATU005@city.naha.lg.jp